施したので、同条第九項の規定により、別冊一、二及び三のとおり公表する。託契約の地域的統合、県の刊行物の状況及び小規模県立高等学校の運営状況に係る監査を実 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百九十九条の規定により、施設管理業務委

平成二十年三月二十一日

同	同	同	広島県監査委員
	髙	芝	山
賀			
美	橋		崎
和	義		正
Æ	則	清	博